



考えよう、

空き家問題。

年々増え続ける空き家。空き家が放置されると、空き家の倒壊や崩壊、ゴミの不法投棄、放火などによる火災発生など様々な問題が生じます。空き家のデメリット、空き家を放置しないための解決策を紹介します。

●空き家ってどういったもの？

国が5年ごとに実施する「住宅・土地統計調査」では、空き家を次の4つに分類しています。

- ①売却用の住宅…新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
- ②賃貸用の住宅…新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
- ③二次的住宅…別荘などの普段は人が住んでいない住宅
- ④その他の住宅…①～③以外の人住んでいない住宅で、転居・入院などで長期不在の住宅や取り壊し予定の住宅

●空き家の大きなデメリット

家屋は適切な管理がされないと劣化が早く進みます。「そのうちどうにかしよう」と考えていると、家屋の状態が悪くなり、近隣の住宅にも迷惑をかけてしまいますので、空き家の所有者はきちんと管理する必要があります。

空き家を放置すると？

- ・倒壊・崩壊
- ・不審火や放火の可能性
- ・動物が住み着く
- ・ゴミの不法投棄
- ・草の繁茂
- ・害虫の繁殖
- ・不審者や犯罪の危険性



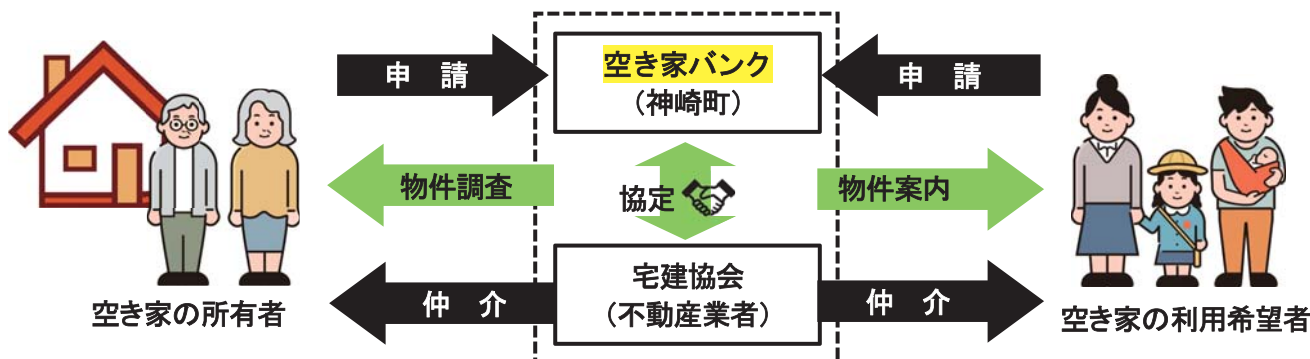
神崎町空き家バンクを利用してみませんか？

【空き家バンクとは？】

空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者の物件情報を町の空き家バンクに登録し、空き家バンクウェブサイトにてその情報を公開します。

公開された空き家情報を見た利用希望者（物件を借りたい・買いたいと考えている方）から、町に物件の見学・交渉等の連絡があった場合、所有者と利用希望者との橋渡しを町と宅建協会が協力して行う制度です。

利用できる方や登録できる物件には条件があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



▶ 問合せ まちづくり課企画係 ☎ 2114